

令和7年6月25日

総務部職員課

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等の新設

職員が、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠、出産したこと等を申し出たときに、当該職員に対して、出生時両立支援制度等に関して知らせるとともに、出生時両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務付ける。

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の新設

3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に、育児期両立支援制度等に関して知らせるとともに、育児期両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務付ける。

3 施行期日

令和7年10月1日

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条の3 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 (略) 第16条の5 (略) (加える)	第1条～第16条の3 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>以下「請求等」という。</u>）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 (略) 第16条の5 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u> 第16条の6 任命権者は、江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための</u>

措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出
職員の意向を確認するための措置

(3) 江東区職員の育児休業等に関する条例第1
8条第1項の規定による申出に係る子の心身
の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状
況に起因して当該子の出生の日以後に発生
し、又は発生することが予想される職業生活
と家庭生活との両立の支障となる事情の改善
に資するものとして規則で定める事項に係る
申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職
員（以下この項において「対象職員」とい
う。）に対して、規則で定める期間内に、次に
掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するも
のとして規則で定める制度又は措置（次号に
おいて「育児期両立支援制度等」という。）
その他の規則で定める事項を知らせるための
措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象
職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況
又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起
因して発生し、又は発生することが予想され
る職業生活と家庭生活との両立の支障となる
事情の改善に資するものとして規則で定める
事項に係る対象職員の意向を確認するための
措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に
掲げる措置により意向を確認した事項の取扱い

第17条～第19条 （略）	<u>に当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> 第17条～第19条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
----------------------	---